

令和 2 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 12 月 23 日 (水) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

2 番農業委員 山城 学 4 番農業委員 百次 成仁

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作 赤嶺 貢

【議事録署名人】

5 番農業委員 杉本 雄靖 6 番農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第 1	議案第 61 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 62 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 63 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 64 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 65 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 6	議案第 66 号	非農地証明について

令和2年 第12回 総会 議事録

事務局	これより令和2年第12回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和2年第12回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さん、4番推進委員の大城久さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（12件） 日程第2 議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第3 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（12件） 日程第4 議案第64号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（5件） 日程第5 議案第65号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（29件） 日程第5 議案第66号 非農地証明願いについて（3件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案61号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は与座の1筆で売買による所有権移転であり、あっせん成立による売買でした。2番は取り下げですので、3番から宇江城の2筆で贈与による所有権移転であります。4番は真壁1筆と宇江城2筆で贈与による所有権移転であります。5番は真壁の2筆で売買による所有権移転であります。6番は米須の1筆で売買による所有権移転であります。7番は新垣の2筆で売買による所有権移転であります。8番は新垣の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。9番は名城の4筆と小波蔵の1筆で贈与に

	よる所有権移転であります。10 番は照屋の 2 筆で売買による所有権移転であります。11 番は福地の 1 筆で売買による所有権移転であります。12 番は喜屋武の 4 筆で売買による所有権移転であります。13 番は真栄里の 4 筆で贈与による所有権であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	12 番は価格が安いのは何かあるのか？
事務局	相続管理人は早めに処分しなくてはいけないのでこの価格となっている。
会長	他に無ければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 61 号は可とします。次に議案第 62 号農地法第 4 条第 1 項について事務局説明願います。
事務局	6 ページをお開き下さい。農地所在地は喜屋武で今回は稀ですが、登記も現況も宅地であります、農地区分が農振農用地であり、飼料置場への転用申請であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページを御覧ください。申請地は農振農用地であり、原則不許可であります、資料置場への転用は問題ないものと判断しました。
会長	只今の案件について疑問質問があればお願いします。
委員	何故、登記も現況も宅地なのに農振農用地なのか？
事務局	農振農用地は枠で囲むので、その中には原野や山林もありこの場所がたまたま宅地であったのではないかと。今回は農業施設としたいので転用となっている
会長	他になければ只今の案件について可としてよいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	議案第 62 号については可とします。次に議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項について事務局説明願います。
事務局	1 番は阿波根の 1 筆で第 2 種農地であります。共同住宅の建設を予定しており使用貸借権の設定であります。2 番は大里の 1 筆で農振農用地であり営農型太陽光発電施設の建設で使用貸借権の設定であります。3 番は米須の 1 筆で第 1 種農地であり売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4 番は豊原の 1 筆で第 1 種農地に一般住宅の建設を予定し贈与による所有権移転であります。5 番は国吉の第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6 番は米須の 2 筆で第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。7 番は米須の 1 筆で第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。8 番は大里の 1 筆で第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。9 番は座波の 1 筆で第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。10 番は座波の 1 筆で第 2 種農地で贈与による所有権で進入路を建設による転用であります。11 番は名城の第 1 種農地 1 筆で贈与による所有権移転で資材置場への転用であります。12 番は大度の第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地調査員の報告をします。13 ページを御覧ください 1 番は宅地及び原野に囲まれた小数団の生産性の低い第 2 種農地であります。そのため共同住宅への転用は問題なし物と判断しました。2 番は農用地であるため原則不許可であります。営農型太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。3 番は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。4 番は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。
会長	5 番は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。6 番と 7 番は関連しますので一括で報告します申請地は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。8 番は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。9 番は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集
事務局	

	落接続に該当するため問題ないものと判断しました。10 番は宅地及び雑種地等に囲まれた生産性の低い第 2 種農地であるため転用は問題ないものと判断しました。11 番は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。12 番は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外の集落接続に該当するため問題ないものと判断しました。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	2 番の案件ですが、土地改良を行っている個所に営農型太陽光発電施設は可能なのですか？
事務局	可能です。畑として下は使えるので問題ない。
会長	他に質問なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案 63 号は可とします。次に議案 64 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、事務局説明願います。
事務局	それでは、37 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、——読み上げて同意を求める——
委員	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 64 号は同意とします。次に議案第 65 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について、事務局説明願います。
事務局	それでは、46 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について 2-323～3-351 まで読み上げ説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。

	質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 65 号は可とします。次に議案第 66 号非農地証明願いについて、事務局説明願います。
事務局	それでは、53 ページをお開き下さい。非農地証明願いが 3 件出ております。1 番が名城の 1 筆で農道整備事業により整備され、公衆用道路の一部となっている。2 番は摩文仁の 1 筆で、農地法が適用される前から非農地であった。（地理院の写真添付）3 番は阿波根の 1 筆で、農地法が適用される前から非農地であった。（地理院写真添付）以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	1 番は農道整備事業により整備され、公衆用道路となっている。2 番 3 番は農地法が適用される前から非農地である。写真を確認。
会長	只今の案件について疑問質問があればお願いします。 無ければ可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 66 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 5 農業委員 杉本 雄靖 6 農業委員 山城 弘美	